

- 最低賃金改正
- 九州・山口地域ワーク・ライフ・バランス
- かごしま子育て応援企業登録
- かごしま「働き方改革」推進企業認定制度
- 働き方改革推進セミナー開催
- 技能まつり開催
- 労働条件実態調査のお願い
- 県融資制度と連携した支援制度
- 障害のある人への「合理的配慮の提供」義務化
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 鹿児島産業保健総合支援センターのお知らせ

2023.10月号

～ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように～

トピックス

鹿児島県最低賃金が改正されました！

時間額**897円**

最低賃金(地域別最低賃金)は、産業や職種を問わず、県内の全ての労働者とその使用者に適用されます。使用者の皆さん、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保のために最低賃金額をしっかりと守りましょう。

- 改正後の最低賃金の効力発生は、令和5年10月6日からです。
- 使用者は、適用される最低賃金額を労働者に周知し、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【問合せ先】 鹿児島労働局 労働基準部 賃金室 099-223-8278

【HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html

10月は「九州・山口地域ワーク・ライフ・バランス推進月間」です！



九州・山口地域の男性は、家事関連に携わる時間が全国平均より短く、妻は夫に比べると約7倍働いているというデータがあります。

そんな状況を改善するために、九州・山口の各県と経済界がひとつになり「仕事と生活の両立」を大切にすること、また、子育てに優しい職場づくりを推進しています。

「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」の公式ホームページで、ワーク・ライフ・バランス推進に積極的な九州・山口各県企業の具体的な取組事例の紹介などを行っていますので、ぜひご覧ください。

※(「九州・山口ワーク・ライフ・バランス」で検索)

【問合せ先】 県雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014

「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？ 登録企業 776社（R5年9月1日現在）

「かごしま子育て応援企業」とは？

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様幅広く紹介しています。



かごしま子育て応援企業
登録マーク

登録するには…

県内に事業所（支店等を含む）があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることが条件です。

～登録のメリット～

- 県ホームページや広報誌等で紹介されます。
- 登録企業であることを表示することで、企業のイメージアップにつながります。（登録マークを自社のホームページやパンフレット、名刺などに活用できます。）
- 県主催の合同企業説明会等において子育て支援に取り組んでいる企業として分かりやすく紹介します。
- 商工中金による低金利の融資「かごしま子育て応援企業ローン」を受けられます。
※詳しくは商工中金鹿児島支店（TEL：099-223-4101）にお問い合わせください

～令和5年度新規登録企業の中から2社の取組をご紹介します～

株式会社上原環境（霧島市）

○業務概要

水処理施設や各種工場の機械において、突発的な緊急補修から定期的なオーバーホール・修繕・更新作業や配管工事等



○行動計画の主な内容

【目標】

- ①令和9年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、3回以上実施する。
- ②令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。
- ③子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和9年3月までに実施する。
- ④育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

<対策>

- ・現状把握及び社員の意向確認
- ・社内検討委員会での検討開始
- ・年次有給休暇の計画的な取得に向けた管理職研修の実施

～こんな両立支援に取り組んでいます～

- 残業をさせない、会社全体での環境作り
- プライベートとの両立を最優先
- 副業許可制度を導入
- 育児休業に関する社内相談窓口を設置

※詳しい登録申込方法やほかの登録企業の取組等については、県ホームページをご覧ください。

医療法人 SAKURA 志布志中央クリニック (志布志市)

○業務概要

通所リハビリテーションや居宅介護支援事業所をはじめに、訪問診療・訪問看護・訪問介護・住宅型有料老人ホーム等「通い・訪問・泊り」の医療・介護サービス事業



○行動計画の主な内容

【目標】

- ①妊娠や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する
- ②令和5年4月までに業務時間の途中からでも時間単位でクリニック独自の育児休業を取得できるようにする
- ③計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上
 - 男性：年に1人以上取得する
 - 女性：取得率を60%以上にする

<対策>

- ・相談窓口について検討、相談員の研修、職員への周知
- ・クリニック独自制定した育児休業制度の取得状況について実態把握
- ・男性も育児休業を取得できることを周知する為、リーダーを対象とした研修の実施
- ・リーダー会議を活用し、クリニック独自の育児休業の周知・啓発、産前・産後・育児休業の制度と職場復帰の時期についての研修実施

～こんな両立支援に取り組んでいます～

- 独自の育児有給休暇制度あり
- 出勤時間と時短勤務の変更制度あり

【問合せ・登録申込先】

県庁雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014

メール：roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県HP】産業・労働＞雇用・労働

＞かごしま子育て応援企業登録制度

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度について

県では、働き方改革に積極的に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。

本県においても人手不足が深刻な状況にあります。若者が就職先を選ぶ理由として、近年、賃金だけでなく働きやすさを重視する傾向があります。

自社の魅力向上・魅力発信のため、さらには人材の確保・定着のため、認定企業になりませんか。申請は随時受け付けていますので、興味を持たれたら雇用労政課までお問い合わせください。

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

※ 直近事業年度の所定外労働時間について
次のいずれかが必要です。

- （ 全社員月平均：10 時間以下
正社員月平均：20 時間以下 ）

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援
- ◇ 育児と仕事の両立促進
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞かごしま「働き方改革」推進企業認定制度

働き方改革推進セミナーのご案内

県と鹿児島労働局が連携し、働き方改革関連法の説明、具体的取組の進め方や支援制度などについて、事業主等向けのセミナーを開催します。

県内各地で実施しますので、ぜひご参加ください。（北薩地域は開催済みです。）

対象・定員

- ・ 県内事業所の経営者、人事労務担当者
- ・ 鹿児島市の会場は50人、その他の会場は30人

日時

会場	所在地	開催日時
大島支庁 (本館4階大会議室)	奄美市名瀬永田町17-3	10月23日(月)
始良・伊佐地域振興局 (本庁舎4階中会議室)	始良市加治木町諏訪町12	11月2日(木)
大隅地域振興局 (別館2階大会議室)	鹿屋市打馬2丁目16-6	11月8日(水)
かごしま県民交流センター (3階大研修室第2)	鹿児島市山下町14-50	11月14日(火)
熊毛支庁 (本館3階第1会議室)	西之表市西之表7590	11月20日(月)

※時間は各会場とも 受付 13:00～ 開始 13:30 終了 16:00

内容

- 働き方改革及び関連法などに関する説明 [13:30～14:30]
- 同一労働同一賃金の実現に向けた説明 [14:30～15:00]
- 個別相談会 [15:10～16:00]

参加のお申込みについては、以下のホームページをご覧ください。申込フォームからも直接申し込めます。

【申込締切】各会場とも開催日の1週間前までにお申し込みください。

【申込フォーム】

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 産業・労働＞雇用・労働＞働き方改革＞働き方改革推進セミナー



県融資制度と連携した支援制度

事業再生支援資金

事業再生や経営改善に取り組む中小企業者の取組を応援する資金です。事業再生等に必要な運転資金、設備資金の調達に利用できます。

また、すでに借り入れている保証付き融資をこの資金に借り換えることで、月々の返済額を軽減でき、ニューマネーの追加（金融機関等による審査あり）も可能です。

○融資対象者

- (1) 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行う方
- (2) 返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換える方

○融資限度額 運転資金・設備資金 5,000万円

○融資期間

- 融資対象者(1) 15年（うち据置12月以内（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（※1）の場合は、60月以内））
- 融資対象者(2) 15年（うち据置12月以内（新たな事業資金の追加を含む場合、24月以内））

○融資利率 年1.6%～年2.2%、10年超の場合変動金利

○信用保証料率（※2）

- 融資対象者(1) 年0.48%（事業再生計画実施関連保証制度）
※ 責任共有制度対象外の保証付き既往債務借入金を同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は年0.68%
年0.10%（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度）
- 融資対象者(2) 年0.13%～年1.58%

※1 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）の取扱期間は令和6年3月31日まで

※2 県SDGs登録制度の登録を受けている場合は、さらに0.1%引き下げ

○申込・相談先 お取引のある又は最寄りの金融機関

【取扱金融機関】鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店
商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

県HP掲載先 ホーム＞産業・労働＞商工業＞融資＞県融資制度と連携した支援制度＞「借換え融資」のご案内

令和6年4月1日から事業者による 障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます！

令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮は、障害者一人一人の状態などに応じて求められるものが異なり、多様かつ個別性が高いものです。

障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討しましょう。

○「合理的配慮」の具体例

【障害のある人からの申出】

飲食店で車椅子のまま着席したい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

机に備え付けの椅子を片付けて、
車椅子のまま着席できるスペースを確保した。



燃ゆる感動かごしま大会マスコット
ぐりぶーファミリー「ほしぶー」



燃ゆる感動かごしま
大会マスコット
ぐりぶーファミリー
「あそぶー」

【障害のある人からの申出】

難聴のため筆談によるコミュニケーションを
希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さ
な文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

【障害のある人からの申出】

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、
待合室での順番待ちが難しい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視線が遮られ
るようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるように配慮した。



燃ゆる感動かごしま国体マスコットぐりぶーファミリー「かこぶー」「らぶぶー」「まなぶー」「ゆゆぶー」「すなぶー」

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課

電話099（286）2953

鹿児島県障害者権利擁護センター

電話099（286）5110

Mail : k-anshin1@pref.kagoshima.lg.jp



県ホームページ



内閣府リーフレット

～10月は個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間です～

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和5年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授、労働組合役員、会社経営者】がお受けします。(秘密厳守、無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者等
10月 3日(火) 〔合同相談会〕	午前10時～午後4時 (受付：午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※ 電話でも相談できます	・県労働委員会委員 ・関係機関相談員等(労働局, 社労士会, 県雇用労政課)
10月15日(日) 〔休日相談会〕	午前10時～午後4時 (受付：午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※ 電話でも相談できます	・県労働委員会委員
10月24日(火) 〔定期相談会〕	午後2時30分～5時 (受付：午後4時30分まで) ※毎月第4火曜日に開催	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1) ※ 電話でも相談できます	・県労働委員会委員



<お問合せ・予約先>

鹿児島県労働委員会事務局(鹿児島市鴨池新町10-1)

相談専用ダイヤル：099-286-3943

時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く。)



賃金引上げに **業務改善助成金** を活用しましょう！

業務改善助成金とは、設備投資等により生産性向上の取組を行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げた場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

	県最賃 +50円
対象事業主	事業場内最低賃金が 853円～903円* の中小・小規模事業者（令和5年10月5日まで） * 令和5年10月6日以降 は、改定後の最低賃金額（897円）から +50円（947円）
設備投資等	機械設備の導入、経営コンサルティング、人材育成・教育訓練など
助成額	$(\text{設備投資等に要した費用}) \times (\text{助成率}(\ast))$ ※助成率→900円未満：9/10 900円以上950円未満：4/5
	← 低い方 →
	引上げ額と引上げ人数による上限額（30万円～600万円）
注意	交付申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日） 賃金引上げ実施は「交付申請後（※）」、設備投資等の実施は「交付決定後」 ※ 事業場規模50人未満の事業者 について、賃金引上げ後の事後申請が可能（令和5年4月1日～同年2月31日の期間の賃金引上げについて事後申請可）

【問合せ先】 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 TEL 099-223-8239

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

— 一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です —

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

詳しくは、鹿児島労働局労働保険徴収室にご相談ください。

☑ 雇ったら入る。労働者を守る。
正社員、パート、アルバイトなど労働者を一人でも雇ったら、必ず手続きを

労働保険
労災保険 + 雇用保険

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所
（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

【問合せ先】 鹿児島労働局労働保険徴収室 ☎ 099-223-8276

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

鹿児島県最低賃金は現在853円
なので、

例えば、事業場内
最低賃金が**890円**
（差額37円）の
工場は

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
890円の工場

対象に！

10月6日の最低賃金改定後は、事業場内最低賃
金と改定後の鹿児島県最低賃金（897円）の差
額が50円以内（947円まで）の事業場が対象

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から同年12月
31日までに賃金引き上げを実施
していれば、賃金引き上げ計画
の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ**結果**
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の鹿児島労働局 雇用環境・均等室です



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 ☎099-223-8239

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



(R5.8)

高齢者就業確保措置について

改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行され、65歳までの雇用確保措置（義務）に加えて、70歳までの就業確保措置を講じることが努力義務になっています。

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

【問い合わせ先】 鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 099-219-8712



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）にお問い合わせください。

詳しくは
Check!



年次有給休暇取得促進特設サイト 検索

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさん
もご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度
等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…



▼解説動画あり



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。

同一労働同一賃金

検索



「鹿児島働き方改革推進支援センター」が
そんなお悩みをサポートします！

▶ 裏面へ

鹿児島働き方改革推進支援センター

(鹿児島労働局委託事業 (委託先:鹿児島県社会保険労務士会))
を利用してみませんか？



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業への訪問相談サービス

専門家が、会社に訪問もしくはオンラインで相談を承ります。



セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。



助成金の活用相談

キャリアアップ助成金を活用しての、パートタイマー、アルバイト、契約社員の待遇の相談も承ります。



鹿児島働き方改革推進支援センター
所在地:鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル11階
☎0120-221-255 ☎099-257-2219

働き方改革推進支援センターでは、キャリアアップ助成金について「正社員化コース」や「賃金規定等改定コース」といった5種類のコースから、各企業に合わせたコースをご紹介します。

キャリアアップ助成金とは

例:「賃金規定等改定コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

※ すべての有期雇用労働者等の賃金規定等を改定する場合の他、雇用形態別や職種別などの区分で一部の賃金規定等を改定する場合も助成を受けられます。

<助成額 (労働者1人あたり)>

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています。

利用者の声 【事業内容:飲食業】

従業員が納得感をもって働ける環境が整備でき、不平や不満も最小限になってきている。給与や労務関係の担当者もこれまで曖昧になっていた待遇面での問題が解決され、管理スキルが上がってきた。これからも、従業員の意見に耳を傾け、よりよい労働環境にしていきたい。



詳しくは

鹿児島働き方改革推進支援センター [検索](#)

令和5年5月作成

差別のない公正な採用選考をお願いします

「就職」は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど、生きていく上で極めて重要な意義をもっています。

このため、雇用主は、応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力のみを基準とした「公正な採用選考」を行うことが必要です。

本人に責任のない事項（出生地や家庭環境など）、本来自由であるべき事項（宗教、尊敬する人物など、思想・信条に関わること）を質問したり、エントリーシート等に記載させたりすることは、就職差別につながるおそれがありますので、「基本的人権」を十分尊重した公正な採用選考を実施するよう、積極的な取組をお願いします。



採用方針・採用計画のチェックポイント

- 採用方針、採用予定の職種、人員が計画的・合理的に定められていますか？
- 求人条件に適合する全ての人に応募できる原則が確立されていますか？
- 本人の適性、能力以外のことを採用の条件にしているませんか？

選考基準・選考方法のチェックポイント

- ◆ 職務遂行能力を基礎とした公正な基準や公正な評価方法がとられていますか？
- ◆ 応募者の適性や長所を見出すような配慮がされていますか？
- ◆ 合理的、客観的に必要性のない健康診断を実施していませんか？

面接のチェックポイント

- 面接によって判断する目標が明らかになっていますか？
- 外面的な容姿、態度等にとらわれず、客観的に判断できる方法、基準が確立されていますか？
- 質問内容について、十分検討がなされていますか？
- 面接担当者には、適切な人が選定されていますか？（面接技術、観察力、言葉が明瞭、偏見がない、感情に左右されない等）

【問合せ先】 鹿児島労働局職業安定部
職業安定課
電話 099-219-8711

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

行動災害の
予防対策セミナー

転倒・腰痛を予防して、生き活きと働く！

「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働災害は年々増加し、骨折や後遺症を伴う重大なものが散見され、対策が重要となっています。
今回当センターでは、作業行動を起因とする労働災害を予防し、併せて労働者の健康保持増進の取組みの参考としていただきたく、事業場で使える実践的な内容のセミナーを開催することとしました。
奮ってご参加いただきますようご案内いたします。

日時：令和5年11月10日（金）13時30分～15時30分

会場：薩摩川内市国際交流センター 2階 会議室A・B（薩摩川内市天辰町2211-1）

内容：第1部 「労働者の作業行動を起因とする労働災害の現状等」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

第2部 「事業所でできる転倒・腰痛災害の予防と対策」

講師：大海宮崎クリニック 理学療法士 湯山晃司 様

対象者：事業者、安全衛生担当者など

定員：50名（先着順）

申込方法：HPメールフォームなど

申込期限：

令和5年11月2日（木）



お申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>

参加
無料

\\ 新たな化学物質管理に向けて、「最初の一步」を確認しませんか？ //

化学物質による健康障害防止セミナー

労働安全衛生法の関係政省令の一部が改正され、令和5年4月より新たな化学物質規制の制度がスタートしました。本セミナー第1部では、元衛生管理者から見た職場での体験談等をお話いたします。第2部では、リスクアセスメント等を含め、改正法令のポイント等を解説いたします。現在取り組み中、もしくはこれから化学物質管理の対応のヒントを得たい事業場のご担当者様等のご参加をお待ちしております。

日時：令和5年11月30日（木）14時～16時

会場：光健ボイスビル 2階（鹿児島市上之園町25-36）*お車で越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

内容：第1部 「健康で安全に働くために ～とある元衛生管理者の一コマ～」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 労働衛生専門職

第2部 「改正法令に基づく化学物質管理セミナー」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

対象者：事業者、安全衛生担当者など

定員：20名（先着順）

申込方法：HPメールフォームなど

申込期限：

令和5年11月22日（水）

お申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/qlRH/>



問合せ先：鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002

HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>

